

関税のIFRS会計 基準への影響

重要ポイント

- 企業は、現在の貿易政策や関税が会計及び財務報告に与える影響を考慮する必要がある。これには、関税リスクに関連する潜在的なリスク要因、財務業績への重要なリスク、またはその他の要因が開示に値するほど重要かどうかを判断することが含まれる。
- 企業は、これらの動向を注視し、事業や財務報告に係る内部統制への影響を判断する必要がある。

概要

企業は、米国やその他の国によって課された関税を含む現在の貿易政策が会計及び財務報告に与える影響を考慮する必要がある。関税は、政府によって課される税金の一形態であり、通常は輸入品の価値の固定割合として課され、外国製品の輸入コストを増加させ、国内製品と比較して競争力を低下させることを目的としている。

関税は通常、製品の価値の割合に基づいているため、法人所得税としては会計処理されず、資産の取得原価の構成要素の一部として会計処理される（例：棚卸資産、有形固定資産）。本稿では、関税に関連する特定の会計及び財務報告に係る考慮すべき事項を解説している。各国の貿易政策は常に変化していることから、企業は貿易政策の変化が与える潜在的な影響について注視することが肝要である。



The better the question. The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

重要な考慮事項

将来の財務情報

経営者は、財務諸表の作成に使用される予測及びその他の仮定に対する貿易政策及び関税の影響を慎重に評価しなければならない。これには、関税が将来の財務情報に使用されるキャッシュ・フロー予測にどのように影響するかを判断することが含まれる。企業はまた、関税によって引き起こされる不確実性が割引率にどのように影響するかについても検討しなければならない。予測は様々な会計領域に一貫して適用されるべきであり(例:公正価値測定、資産の減損テスト、繰延税金資産の回収可能性テスト)、関税を含む現在の経済環境の影響を反映する必要がある。

資産の減損

関税は輸入品のコストを増加させるため、企業がこの上昇コストを顧客に転嫁できない場合、非流動資産(例:有形固定資産、のれん)の帳簿価額を回収できない可能性があるため、IAS第36号「資産の減損」に基づいて減損の有無を評価しなければならない。不確実性が高いほど、企業は予測に用いた仮定の詳細な開示、それらの基礎とした(できれば外部の)証拠、及び主要な仮定の合理的な変動が減損損失の認識をもたらす可能性があるかどうか(感応度分析)を提供することがより重要となる。

企業はまた、現在の経済状況が他の資産(例:棚卸資産(IAS第2号「棚卸資産」)、持分法による投資(IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」)、繰延税金資産(IAS第12号「法人所得税」))の回収可能性に影響を与えるかどうかを検討しなければならない。

収益

企業は、各関税の目的及び関税を支払う義務を生じさせる要因を理解する必要がある。その理解に基づいて、関税コストを企業が実際に負担しているのか(すなわち、企業が責任を負っているのか)、それとも顧客のために関税を支払っているのかを判断しなければならない。

企業は、関税による既存の顧客との契約に生じた取引価格の変更が変動対価として会計処理される必要があるか、もしくは契約変更として会計処理される必要があるかを検討しなければならない。既存の契約に、関税の増加コストを自動的に顧客に転嫁できる法的に強制可能な条項が含まれている場合、取引価格の変更は変動対価の見積りの変更として会計処理され、一般的には契約開始時の配分方法と同じ方法により履行義務に配分される。関税による取引価格の変更が顧客との追加の交渉及び合意を必要とする場合、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の契約変更の要求事項が適用される。すなわち、事実と状況に基づいた検討の結果、契約変更是、独立した契約、既存の契約の終了と新たな契約の締結、または既存の契約の一部のいずれかとして会計処理される。

関税は、収益認識のために履行義務の充足状況を測定する際に、インプット法である原価比例法(すなわち、発生したコストと総予想コストの比較)を適用する場合、一定期間にわたり充足される履行義務の進捗度の測定に影響を与える可能性がある。

金融商品

融資取引を行っている企業は、関税が借手の債務返済能力に悪影響を及ぼし、減損損失を引き起こす可能性があるため、IFRS第9号「金融商品」における期待信用損失(ECL)の測定に関する要求事項を検討しなければならない。関税によって悪影響を受ける借手は、借入契約への影響を考慮する必要がある。また、関税及び関連する不確実性は、金融商品の公正価値にも影響を与える可能性がある。

株式報酬

現在の環境における重要な不確実性は、企業が従業員や類似のサービスを提供する取引相手のインセンティブを維持するために、株式報酬の契約条件の変更を求められる可能性がある。条件変更により公正価値、権利確定条件、または報酬の分類が変更された場合、条件変更の会計処理を適用する必要がある。報酬が変更された場合、付与日において指定された権利確定条件（株式市場条件を除く）を満たさなかったために権利が確定しない場合を除き、少なくとも、あたかも条件変更がなかったかのように当初の報酬に係る費用を認識する必要がある。さらに、条件変更により報酬の公正価値が増加する場合、増分公正価値が認識される。増分公正価値は、変更日から条件変更後の報酬の権利確定日までの期間にわたって配分される。この期間は、条件変更前の報酬の権利確定期間とは異なる場合がある。増分公正価値は、当初の報酬の公正価値と条件変更後の報酬の公正価値の差であり、両方とも条件変更日に測定される。企業や従業員が権利確定期間中に持分決済型の株式に基づく報酬を取消した場合、その取消しは権利確定の加速として会計処理され、したがって企業は、権利確定期間の残りの期間にわたって受け取るサービスに対して認識すべき金額を直ちに認識する必要がある。ただし、新しい株式が付与され、取消された株式報酬の代替として識別された場合、企業は、当初の株式の付与の条件変更と同じ方法で、代替株式の付与を会計処理する。

引当金及び偶発負債

企業が関税を支払う規制上、法的、または契約上の義務を有する場合、その義務の金額と支払時期（例えば、適用される関税率及び関税支払いの期限）は通常明確であり、不確実性はない。この場合、関税に係る負債は一般的にIFRIC第21号「賦課金」に従って認識及び測定される。一方、関税を支払う義務が発生したかどうか、または支払べき金額が不明確な場合（例えば、関税政策に曖昧さがある場合）、企業はIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」のガイダンスを適用して、潜在的な関税に係る負債を認識、測定及び開示する必要がある。

関税の導入が契約上の損失をもたらす場合、企業はその契約が不利であるかどうかを検討する必要がある。契約による義務を履行するための不可避的なコストが、契約に基づいて受け取ると見込まれる経済的便益を上回る場合、契約が不利であると判断される。企業が不利な契約を有する場合、IAS第37号は企業に対して、その契約に基づく現在の義務を引当金として認識及び測定することを求めている。IAS第37号は、契約が不利または損失をもたらすかどうかを評価する際に企業が含める必要があるコストを特定している。

後発事象

報告期間末時点には存在していない状況（すなわち、その後に発生した事象）に関する証拠を提供する後発事象は、財務諸表に認識されない。報告期間末日より後に課されるまたは修正される関税は、修正を要しない後発事象である。ただし、そのような修正を要しない後発事象は、財務諸表利用者が誤解を招かないような開示が必要となる場合がある。そのような開示には、当該事象の性質と財務上の影響の見積り、又はそのような見積りが不可能である旨の記述が含まれる。

棚卸資産

IAS第2号は、企業が棚卸資産を原価と正味実現可能価額(NRV)のいずれか低い方で測定することを要求している。関税が棚卸資産の購入原価を増加させ、企業がその高い購入原価を顧客に転嫁できない場合、棚卸資産をNRVまで減額する必要があるかもしれない。仮に翌事業年度にNRVが増加した場合、企業はこの減額を戻し入れる。ただし、企業が認識する利益の額は、当初の原価を超えてはならない。

財務諸表の開示

財務諸表の開示は、関税を含む現在の経済環境の影響の大きさ、期間、性質、及び開示に必要な情報の入手可能性に基づいて異なる。

IAS第1号「財務諸表の表示」は、報告期間の末日時点における将来に関する仮定や、見積りの不確実性のその他の主要な発生要因のうち、翌事業年度の資産及び負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすリスクに関する情報を開示することを求めている。企業はまた、見積りを伴う判断とは別に、経営者が会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識された金額に最も重要な影響を与えていたものを開示する必要がある。さらに、経営者は、継続企業の前提が適切であるかどうかを含む、企業が継続企業として存続できる能力を評価し、年次及び期中報告期間の両方に関連する開示を行う必要がある。当該評価に関して、関税を含む現在の経済環境を考慮する必要がある。

弊法人のコメント

現在の関税を含む経済環境を考慮すると、企業は事業及び財務報告に関連する影響を継続的に評価し、重要な影響に関する開示を提供するとともに、状況の変化に応じて開示を更新する必要がある。企業は、開示において定型文を使用することを避け、財務諸表利用者が経営者の視点から現在及び予想される経済環境の影響を評価できるように、具体的でカスタマイズされた情報を提供すべきである。

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における堅実な課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはできません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、http://eifrs.ifrs.orgをご覧ください。

本資料は005422-25GbIの翻訳版です。

ey.com/ja_jp